

青森市役所新庁舎（A棟）新築工事

1. 検討の背景と経緯

現在、青森市役所の庁舎は、本庁舎（第一庁舎棟、第二庁舎棟、議会棟、急病センター棟、第三庁舎棟）、柳川庁舎、浪岡庁舎の3庁舎体制となっています。

第一庁舎棟は築55年、第二庁舎棟は築47年が経過しており、老朽化や狭隘化が進み、また庁舎が分散していることによる市民サービスの低下や事務効率の悪化を改善することが課題となっています。

また、平成22年度には「青森市耐震改修促進計画」に基づき、第一庁舎棟、第二庁舎棟、議会棟、急病センター棟及び柳川庁舎の耐震診断を実施した結果、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていないことがわかりました。

市では、この耐震診断の速報（中間報告）を受け、平成23年2月には、市の内部組織として「市役所庁舎のあり方検討委員会」を設置し、検討を開始しました。

耐震診断の結果を受け、まずは、第一庁舎棟、第二庁舎棟について、応急的な柱の補強工事を行うなど、安全性を少しでも高めることに努めるとともに、「地震発生時の避難マニュアル」を整備し、年複数回の避難訓練をも実施しながら、一刻も早く、庁舎整備を行うこととして、検討を進めてきました。

平成23年3月11日には東日本大震災が発生したことをも踏まえながら、議会からのご意見、市民の皆様からのご意見を伺いながら検討を進め、去る平成24年5月29日に「青森市役所庁舎整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を庁議決定しました。

その後、「市役所庁舎のあるべき姿（必要な機能）」として、「市民サービスの向上を図り、ワンストップサービス等の窓口機能を実現する庁舎」、「防災拠点施設として、安全・安心な庁舎」など、基本方針で決定した事項を設計に反映させるため、詳細な検討を進め、この度、設計の指針となる「青森市役所庁舎整備基本計画（素案）（以下「基本計画（素案）」という。）」として取りまとめました。

2. 基本計画の位置付け

基本計画（素案）は、平成24年5月に決定した基本方針に掲げた、「市役所庁舎のあるべき姿（必要な機能）」の項目などを達成するために、新庁舎（A棟）の設計に向けた諸条件の整理を行ったものであり、設計の指針となるものです。

基本計画（素案）では第1期工事で整備を行う庁舎を「新庁舎（A棟）」、第2期工事で整備を行う庁舎を「新庁舎（B棟）」としています。

3. 敷地概要

< 敷地の概要 >

地番	青森市中央一丁目22-1、22-4、22-5
敷地面積	13,179.21㎡（登記簿上の面積）
用途・防火地域	都市計画区域、商業地域、防火地域
建ぺい率・容積率	80%・600%
日影規制等	規制なし
斜線制限	道路斜線：勾配1.5、適用距離30m 隣地斜線：31m + 勾配2.5
壁面後退	規制なし
道路	北側：国道4号（幅員約36m）、西側：市道（幅員約6m） 南側：市道（幅員約6.5m）、東側：市道（幅員約11m）



4. 配置計画

(1) 配置計画の考え方

新庁舎（A棟）は現本庁舎敷地に整備しますが、仮庁舎などを設置することなく、工事期間中も第一庁舎棟、第二庁舎棟、急病センター棟を使用しながら整備するため、新庁舎（A棟）は現在の本庁舎正面駐車場部分に建設します。

また、分庁していることによる課題の解消を図るため、現在柳川庁舎に配置している「教育委員会」等も新庁舎（A棟）へ集約して配置することを予定しています。

したがって、整備に際しては、新庁舎（A棟）整備完了時に必要となる駐車台数の確保や、第2期工事の際に支障とならない配置計画とすることが必要となります。

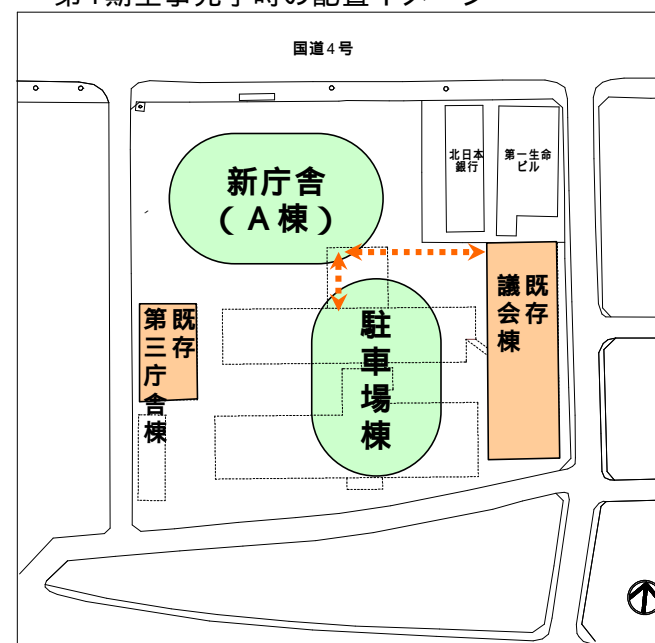
(2) 駐車場

現在の駐車場（181台収容）の繁忙期における混雑状況を勘案し、市役所庁舎周辺道路が渋滞することのないよう、繁忙期であっても敷地内に収容し得る駐車スペースを確保する必要があるため、350台の駐車スペースを確保することを目標とします。

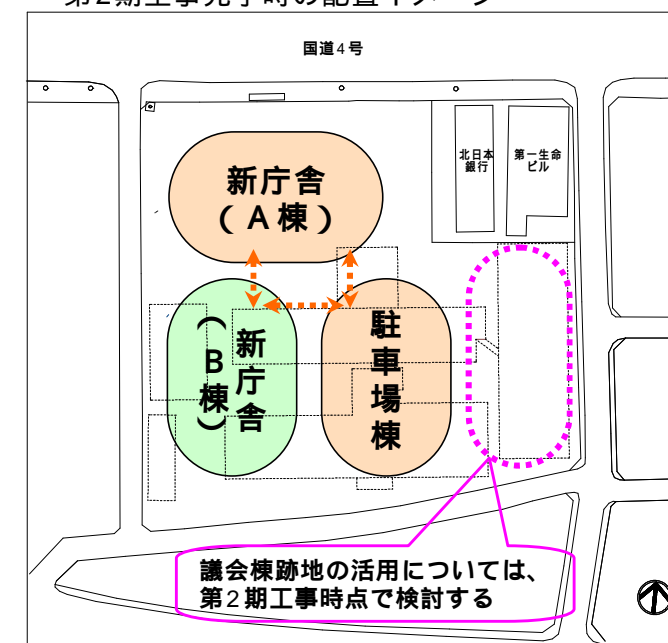
また、その整備については、万一の浸水被害などを考慮し、「立体駐車場」とします。

(3) 配置計画

第1期工事完了時の配置イメージ



第2期工事完了時の配置イメージ



また、新庁舎（A棟）と議会棟及び立体駐車場との行き来の円滑化を図り、天候に左右されることのないよう検討します。

5. 階層構成

新庁舎（A棟）における部局の階層配置の設定は、次の項目に配慮して行うこととします。

なお、新庁舎（A棟）の1フロアの計画可能な面積には限度がある（2,350㎡程度）ため、設計の段階で各部門の計画規模に応じた階層構成を具体化することとします。

来庁者の利用頻度が高い部門は、利便性の向上を図るため、低層階に配置する。

同一部に属する課はできるだけ同一階に配置し、事務効率の向上を図る。

相互の関連性が強い課は、できるだけ近接した階・場所に配置する。

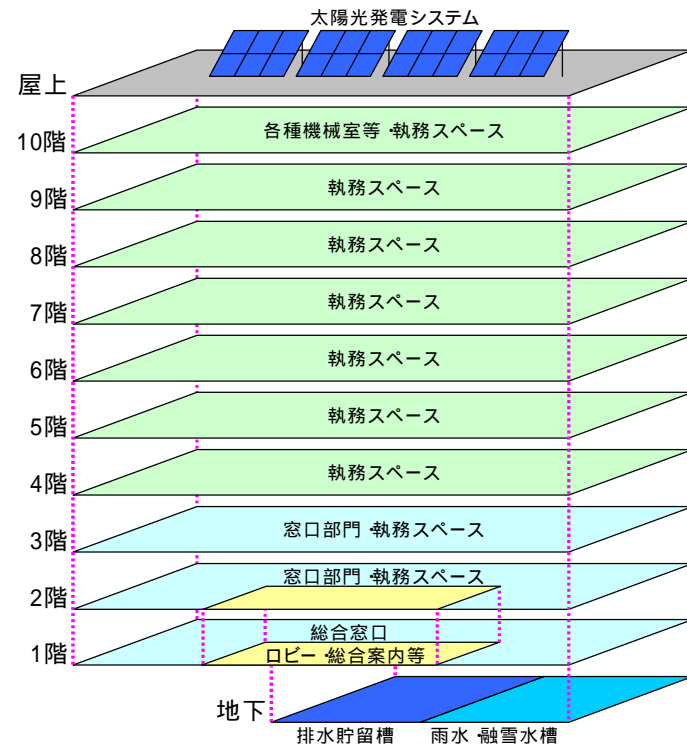
情報セキュリティ、防犯セキュリティのゾーニング（用途別の区分）が明確な配置とする。

6. 断面計画

新庁舎（A棟）は、OAフロアを採用することなどから、基準階の階高として4m程度を想定し、1階は明るく開放的なエントランスロビーの空間演出等を考慮して、6m程度の階高を想定しています。

また、新庁舎（A棟）の階数は、10階ないし11階程度を想定しています。

新庁舎（A棟）の断面イメージ



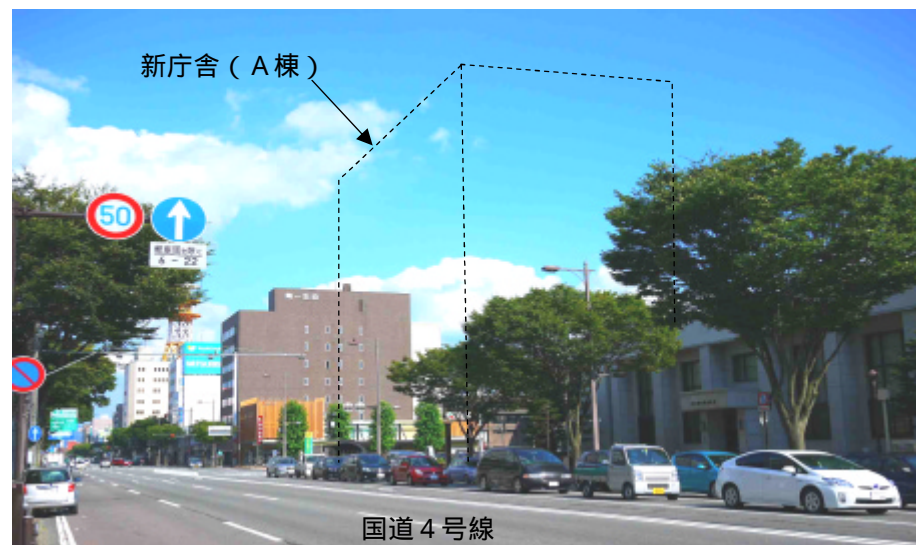
7. デザイン計画

(1) 外観デザイン

新庁舎（A棟）の整備を行う現本庁舎敷地周辺は、「青森市景観計画」において、ゆとりと潤いのある快適で魅力的な市街地景観の創出に努める地域と位置づけられており、国道4号に沿って、官公署庁舎や民間の事務所・商業ビルが集中している地域となっています。

新庁舎（A棟）は、現在の正面駐車場に高層化して建設する予定であるため、その存在感は現在の庁舎よりも非常に大きく、新庁舎（A棟）の外観は都市景観上、重要な要素になるものと考えます。

そのため、その外観デザインについては、青森市の『顔』、『ランドマーク』となるよう、設計段階で十分な検討を行うこととします。



(2) デザインのヒントとなるモチーフ

1) 本市のシンボル

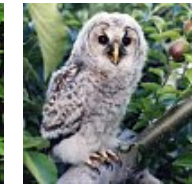
- 木：あもりとどまつ
- 花：はまなす
- 鳥：ふくろう
- 昆虫：ホタル



あもりとどまつ



はまなす



ふくろう



ホタル

2) 市の代表的な芸術・文化・歴史など

棟方志功に代表される『版画』

青森ねぶた祭

日本の火祭り / 1980年(昭和55年)国の重要無形民俗文化財に指定される。

縄文遺跡

三内丸山遺跡：縄文時代前期から中期（約5,500年前～4,000年前）の大規模集落で、縄文時代のイメージを大きく変えた我が国を代表する遺跡である。平成12年に国の特別史跡に指定されている。遺跡は縄文のムラを体験できる公園として、通年で公開されている。

小牧野遺跡：縄文時代後期前半（約4,000年前）につくられた直径55mの環状列石を主体とする遺跡で、事前に大規模な土木工事を行っていたことが明らかとなっている。遺跡は、環状列石の用途や性格を考える上で重要な遺跡として、平成7年に国の史跡に指定され、現在も整備が進められている。

津軽三味線、獅子踊りなど

その他



三内丸山遺跡



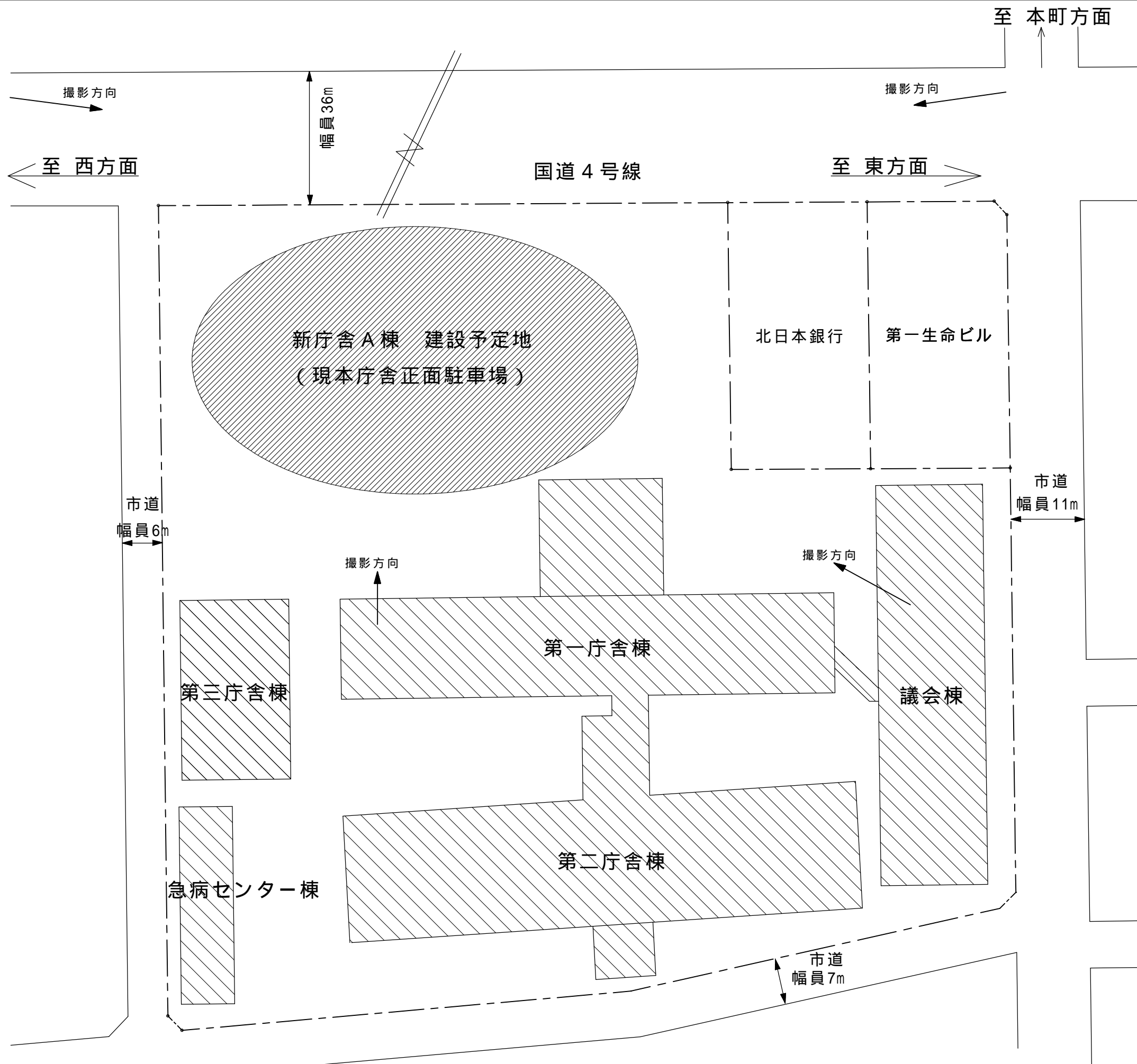
小牧野遺跡

3) 「青森」の名の由来

弘前藩二代藩主の津軽信枚（のぶひら）より、外浜の開発責任者に命じられた森山弥七郎は、新しい町の命名にあたり、その当時、浜松が常に青々と生い茂っている小高い森があって、古来からこの森を「青森」と呼んでいたことから、この呼び名を新しく町立てしたこの地の名前にと信枚に申出をした。これにより、「青森」と命名されることになったと伝えられている。



地名の由来となった「青森」の図
(出典：目で見る青森市の歴史。)



からの撮影写真



から撮影した写真



から撮影した写真



から撮影した写真